

事務所通信

2005年10月号

No. 4



～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

お伝えしたいこと

昨日、細木数子が出ているテレビを見ました。女子高生 100 人の意見を細木数子がコメントするというものでした。女子高生は父親や母親に不満を持ちそれに対して反発するというものでしたが、細木はこれを一喝し、親に感謝しなければならないと諭しました。

なぜなら親に感謝しなければ幸せな結婚はできないし、結婚できて子供が生まれたとしても、その子供はあなたと同じことをして育つというものでした。

これに対し反発の意見はなく、一同静まりかえりました。

反抗期の子供たちも多く不良そうな格好をしていた高校生も多くいましたが、納得して聞いていました。私も洞察力と説得力のあるコメントだと思いました。

この番組の話のある会社の社長さんにしましたら「自分もみたけれどあの番組は視聴率も大分高い」ということでした。

親孝行をしようという行動の根底には、感謝の気持ちがあります。どんなに不遇な環境に育ったとしても、産んでくれただけで感謝すべきではないでしょうか。

また、「親孝行しなければ事業に成功することはできない」と経営スクールで教わったことがあります。お客様第一主義という考えの根底にも感謝の気持ちがあると思います。お客様に感謝の気持ちを持たなくてどうして事業に成功することができるのでしょうか。数ある同業者の中から私どものお店や会社を選んでくれたのですから、感謝の気持ちを持って接すべきです。

親孝行もお客様第一主義も感謝の気持ちが根底にあるのですから、「親孝行ができなければ事業に成功することはできない」というのも核心をついた考えではないかと思えます。

私どもの事務所では、親孝行月間というのを計画し、新入社員が初めてお給料をもらったときに、プレゼントと手紙を両親の前で読むというのをしたことがあります。この手紙は決まった内容のもので、読んだ後の感想を報告してもらうようにしました。もしよかったら見本を差しあげますので申し付けてください。

最後にこの事務所通信を読んでいただき、心より感謝申し上げます。



所長 加藤輝守

平成17年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されました

厚生年金保険の保険料率の改定について

平成16年の年金制度改正において、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、給付水準が自動的に調整される仕組みである保険料水準固定方式が導入されたことに伴い、厚生年金保険の保険料率については、平成16年10月分(平成17年度以降は9月分)から、毎年、0.354%(船員・坑内員については0.248%)ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は18.3%に固定されることになりました。

これにより、今回、平成17年9月分から厚生年金保険の保険料率が、改定されました(一般の被保険者の方の場合14.288%、折半額7.144%)。

この保険料率は「平成17年9月分(平成17年10月納付分)から平成18年8月分(平成18年9月納付分)まで」の保険料を計算する際に用いられます。

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率の改定について

厚生年金基金に加入している場合、厚生年金基金が、厚生年金保険の給付の一部(代行部分)を国に代わって支給することになるため、国に納付する保険料を計算する際の保険料率は、厚生年金基金ごとに異なっています。

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、「本来の厚生年金保険の保険料率」から「厚生年金基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)」を控除した率となります。

今回、上記のとおり、本来の厚生年金保険料率が改定されたことに伴い、平成17年9月分から、厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率も改定されます(一般の被保険者の方の場合9.288%~11.888%、折半額4.644%~5.944%)。

この保険料率は「平成17年9月分(平成17年10月納付分)から平成18年8月分(平成18年9月納付分)まで」の保険料を計算する際に用いられます。

※免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください

【図】

$$\boxed{\text{厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率}} = \boxed{\text{本来の厚生年金保険の保険料率}} - \boxed{\text{厚生年金基金ごとに定められている免除保険料率}}$$

【例】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方で、免除保険料率が3%の場合
(本来の厚生年金保険の保険料率) (免除保険料率)

$$14.288\% - 3\% = 11.288\%$$

したがって、この場合、国に納付する厚生年金保険の保険料を計算する際の厚生年金保険の保険料率は「11.288%」となります(事業主と被保険者の折半負担)。

その他特殊事項等ありましたら、お気軽にご相談ください。

給与計算ソフトをお使いの方は、社会保険料率の変更をお願いします。

人材投資促進税制

(教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除)

今年の4月に2005年度税制改正が発表されました。その中でも、新しい制度人材投資促進税（教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除）という一風変わった税制が生まれました。この制度を皆さんに知っていただき人材の質向上に努め、良い会社作りにお役立ちできればと当事務所も願っているしだいでございます。では主な概要です。

① 特徴

規模を問わず全ての企業が対象

法人税・所得税から税額控除（増加教育訓練額の25%）

中小企業には手厚い特例措置（教育訓練費総額の最大20%）

研修費委託費・教材購入費など幅広い費用を対象に！！

② 基本制度（3年間の時限措置）

○本税制は、教育訓練費を過去2事業年度の平均額より増加させた法人又は個人事業者が対象となります。

○対象となる企業は、増加額の25%の税額控除を受けられます。

<留意点>

1、適用者は青色申告書を提出する法人又は個人事業者です。

2、適用期間は、平成17年4月1日～平成20年3月31日までの間に開始される事業年度

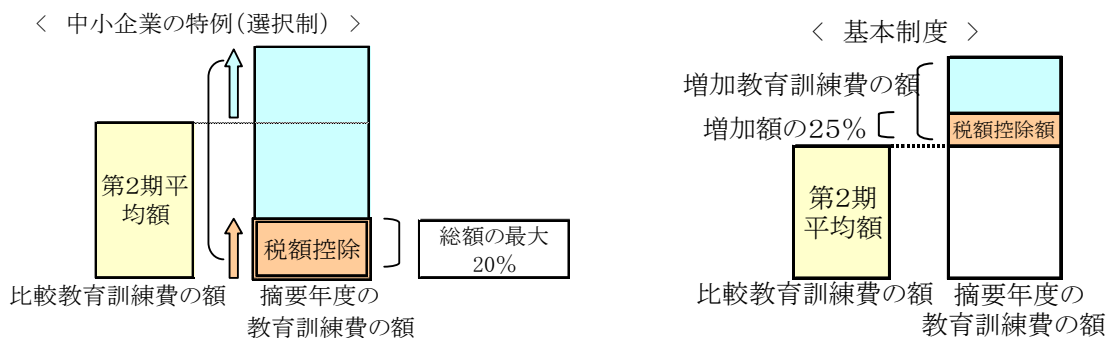
3、控除額は税額の10%が上限になります。なお上限を超えた額については翌年度に繰り越せません。

③ 中小企業の特例措置<中小企業（資本金1億以下及び従業員1,000人以下）及び農業協同組合が該当する>

○中小企業者の場合、基本制度（増加額の25%の税額控除）に代えて、教育訓練費の総額の一定割合（最大20%）を税額控除する制度を選択することができます。（法人税額の10%が限度）

○特例制度における税額控除率は、（1）増加割合が40%以上の場合、一律20%

（2）増加割合が40%未満の場合、増加率の2分の1



④ 教育訓練の対象者（使用人）

本制度の適用にあたっては、自社の使用人または個人事業者のその事業に係る使用人に対して行った教育訓練費が対象になります。

(使用人の範囲) 正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用されるもの。

<留意点> 以下のものは対象とならないので注意して下さい。

- 1、自社の**役員又は個人事業主**
- 2、自社の**使用人兼務役員**
- 3、役員又は個人事業主と**特殊な関係にある者**（①親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
③生計の支援を受けている者、④②又は③と生計を一にする親族）
- 4、④内定者等の**入社予定者**

① 対象となる教育訓練費の範囲

本制度の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させる費用であって以下に示すものです。

- 1、外部講師謝金等 外部の講師又は指導員の招へいに要する費用
- 2、外部施設等使用料 外部の施設、設備その他の資産の賃借に要する費用（賃借料、使用料等）
- 3、教科書その他教材費 使用人の教育訓練等に用いる教科書、教材の購入費用や他の者に委託して教科書、教材を製作した場合に支払費用
- 4、研修プログラム等の開発委託費 外部に研修内容等の作成を委託する費用
- 5、研修委託費 外部に委託して教育訓練等を行わせる費用
- 6、外部研修参加費 外部が行う教育訓練等に参加させる費用

<留意点> 人件費関連、交通費・旅費、減価償却費などは費用の対象とならないので注意してください。

主な概要は以上です。詳しい内容については、下記アドレスを参照して下さい。また不明な点がありましたら、当事務所にご相談下さい。

参考アドレス

経済産業省パンフレット <http://www.zengakkyo.com/document/news4-2-1.pdf>

～ おもしろ雑学 ～

秋の味覚

昔、「秋刀魚は、はらわたが美味しい」と言っていたが、今は捕獲法が変わってウロコが取れやすく、秋刀魚がウロコを大量に飲み込んだり、海中に流れた貴金属が内臓に蓄積するなどの理由で、はらわたは食べないほうが良いと言われている。

松茸に限らず、キノコは風味を損なうため、水で洗うのはタブー。キノコは栽培に農薬を使わないので、汚れが気になるときは、表面を布で軽く拭くだけで良い。

教育財団「シヨカリカ」-おもしろ雑学集より
(担当：小杉)



新会社法 ～ 有限会社制度、最低資本金制度が廃止に ～

新会社法と関係法律整備法が、7月26日に公布されました。新会社法の施行は、施行日政令が出ていないのでまだわかりませんが、平成18年5月頃からと見込まれています。

主な改正点は以下の通りです

- ① 有限会社制度が廃止され株式会社に統一される
- ② 最低資本金制度が撤廃される
- ③ 機関設計の柔軟化(取締役は1名でもOK)
- ④ 会計参与制度の創設
- ⑤ 合同会社制度(LLP)の創設

中小企業者にとって関係の深いものは？

1. 有限会社制度の廃止

新「会社法」が施行されますと、新規の有限会社は設立できなくなります。しかしながら、現行の有限会社法に基づいて設立された既存の有限会社については、新「会社法」施行後においても今までどおりの制度を適用することとなっています。また、既存の有限会社としての各種の特典も維持されます。

現行の有限会社は、新「会社法」では特例有限会社と呼ばれ株式会社として取り扱われながらも「有限会社」の商号を使用することとされています。尚、特例有限会社の適用期限は定められておらず、「無期限適用」となります。

2. 最低資本金制度の廃止

現行の商法では、株式会社が1,000万円、有限会社が300万円の最低資本金が必要でしたが、この最低資本金制度が新「会社法」の施行に伴い撤廃されることになりました。これにより資本金1円から株式会社を設立することが可能となり、さらに、既存の株式会社の資本金を1円まで減資することも認められています。

また、「発起設立」の場合は設立の際の資本金の保管証明は不要とされ、銀行の残高証明で足りることになりました。

※確認会社(最低資本金特例による会社)について

2年前に施行された中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(旧新事業創出促進法)により最低資本金以下で設立した法人は、設立後5年以内に増資をして最低資本金をクリアしないと解散しなければなりません。しかし、最低資本金規制が撤廃されることにより「5年以内に最低資本金まで増資」する必要は無くなりました。現存する資本金1円の確認会社でも設立当初の資本金のまま増資は不要です。

但し、定款から「解散の事由」を削除する変更と、登記簿に記載の「解散の事由」を抹消する登記手続きが必要です。

3. 取締役会や監査役などの機関設計の柔軟化

取締役、監査役、会計参与の任期伸長

現行商法での取締役の任期は原則として2年、監査役の任期は原則として4年ですが、株式譲渡制限会社(株式の譲渡は取締役会の承認を必要とする株式会社をいいます。株式公開していない会社はこれに該当します)はこれらの任期を最長10年まで伸長できます。中小企業では役員の交代が少なく、役員変更に関する登記手続きのみが必要という煩雑さに対応して設けられました。

尚、現行商法では、設立時に就任した役員の任期を1年とする規定がありますが、これも削除されますので、取締役、監査役、会計参与は設立当初より任期を10年することが出来るようになります。

② 取締役、監査役の人数

現行商法では取締役は3名以上、監査役は1名以上は最低でも必要となりますが、株式譲渡制限会社では取締役が1名以上でよくなりました。尚、公開会社は今までどおり取締役が3名以上、監査役も1名以上必要となります。

主な項目の比較			
	現行制度		新会社法
	株式会社	有限会社	
最低資本金	1000万円	300万円	下限制限無し
社員又は株式数	発起設立:1人以上 募集設立:2人以上	1人~50人	発起設立:1人以上 募集設立:2人以上
取締役会	必ず設置	任意で設置	(注)譲渡制限会社は省略可
取締役の数	3人以上	1人以上	1人以上
監査役の数	1名以上	任意	譲渡制限会社は、取締役会を設置しないときは任意
取締役、監査役の任期	取締役:2年 監査役:4年	任期無制限	取締役:2年 監査役:4年 ※定款で定めれば 最長10年まで延長可
会計参与制度	なし	なし	任意で設置可能
財務諸表の広告義務	決算期ごとに必要	必要なし	決算期ごとに必要

(注)株式の譲渡について会社の承認が必要である旨の定款の定めのある会社のことをいい、ほとんどの中小企業がこの規定を定めています。

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
10月17日(月) 午後1時30分~午後3時30分	テルモ経営研究会 「基本動作マニュアル」	加藤税理士事務所	加藤 輝守	無料
10月21日(金) 午後6時00分~午後8時00分	経営革新セミナー	加藤税理士事務所	加藤 輝守	無料



休日カレンダー



10月(神無月)October

日	月	火	水	木	金	土
						1 倉又・田中
2	3	4	5	6	7	8 堀田・広川
9	10	11	12	13	14	15 池原・村井
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29 伊藤・原
30	31					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日は、当番制です。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されてない土曜日は、全員出勤となっています。)

10月の税務

- 10月11日 本年9月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 10月31日 本年8月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年8月決算法人 消費税確定申告・納付
来年2月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
来年2月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出



会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

あとがき

10月になると、いよいよ秋も本番を迎えます。気候もすっかりよくなり、スポーツ・読書・行楽にと、何をするにも快適な季節ですね。10月1日のめがねの日、法の日から始まって、体育の日、読書週間・・・etc、と記念日も多く、イベントも盛りだくさんです。また、大型の移動性高気圧に覆われる日が多くなりますので、晴れた透明度の高い夜空で天体観測をすることもできます。忙しい一日を終え、ほっとひと息、澄みきった秋の夜空を眺めるのも楽しみのひとつです。

心豊かになる、秋を満喫してください。

☆☆☆☆

広川